

告示

埼玉県告示第八百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人尚寿会狭山尚寿会病院	名称	医療法人 尚寿会 大医療法人尚寿会狭山尚寿会病院	医療法人尚寿会狭山尚寿会病院
わらび錦町内科	開設者名称 名称	医療法人 田代内科	医療法人社団わらび錦町内科

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
野口 綾乃	施術所 名称	KEiROW古河中央 ステーション	訪問鍼灸マッサージ KEiROW古河市ステ ーション

花尾 信一		神田 茂		池上 颯
施術所		施術所		施術所
所在地	名称	所在地	名称	所在地
上尾市ニツ宮九六四 一	アップピー治療院	東京都足立区港北二 三三一一一七	足立カナオマッサージ 治療院	熊谷市石原八〇四 一三サンライズ石原 一〇二号
上尾市浅間台四一二 三〇一〇アヴァンセ上 尾二〇六	フレアス在宅マッサー ジ上尾施術所	東京都北区中里二 三三三久喜ビル三〇 五	M a s s A g e 治療院 駒込	熊谷市久保島二三〇 六